

キャリア支援調整会議の設置について

【説明項目】

1. 熊本県地域医療支援機構設置要綱の改正素案について
2. 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議運営要領素案について

改正素案

熊本県地域医療支援機構設置要綱

(目的)

第 1 条 本県における医師の地域偏在を解消することを目的として、県内における医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援等を行うため、熊本県地域医療支援機構（以下「支援機構」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 支援機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内における医師不足の状況等の把握・分析
- (2) 医師不足医療機関の支援
- (3) 地域医療を志す医学生及び地域医療に従事する医師のキャリア形成支援
- (4) 医師に関する求人・求職などの情報の発信
- (5) 県内外の医師、医学生等からの相談対応
- (6) 県内医療関係機関との協力関係の構築
- (7) その他、支援機構の設置目的を達成するために必要な事業

(理事会)

第 3 条 支援機構に、運営に関する意思決定機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、理事 10 人以内をもって構成する。
- 3 理事は、熊本大学、県の代表者及び学識経験者のうちから知事が委嘱する。
- 4 理事会の運営については、別に定める。

(理事の任期)

第 4 条 理事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事長及び副理事長)

第 5 条 理事会に理事長及び副理事長を置く。

- 2 理事長は、理事の中から知事が任命する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副理事長は、理事の中から理事長が任命する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(評議員会議)

第6条 地域の医療関係者の合意の下、支援機構を設置の趣旨に沿って効果的に運営するため、関係者の意見を聴取することを目的として評議員会議を置く。

- 2 評議員会議は、第3条第3項に定める理事のほか、評議員15名以内をもって構成する。
- 3 評議員は、熊本大学、医療機関、医師会、市町村及び保健所等の代表者から知事が委嘱する。
- 4 評議員会議の運営については、別に定める。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議)

第8条 熊本県医師修学資金貸与条例(平成20年7月4日条例第45号。以下「条例」という。)に基づく貸与を受けて医師となった者(以下「貸与医師」という。)が、条例第7条に規定する返還債務をすべて免除されるまでの期間におけるキャリアアップと円滑な義務履行の支援並びに貸与医師の勤務先の配置調整を目的として熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 熊本大学医学部附属病院地域医療支援センターのセンター長及び副センター長

(3) 熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

(4) 熊本県へき地医療支援機構専任担当官

(5) その他必要と認める者

3 調整会議の運営については、別に定める。

(運営体制)

第~~8~~9条 支援機構に、専任医師及び専従職員を置く。

- 2 専任医師は、地域医療に従事する医師からの相談等への適切な対応、地域の医療機関と連携した研修プログラムの作成及び関係医療機関との調整等の業務を担うために必要な知識、経験を有する者の中から、理事長が任命する。

(事務局)

第~~9~~10条 支援機構の事務局は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課に置く。

(委託)

第 ~~10~~ 11 条 県は、支援機構の設置目的を達成するために必要と認めるときは、事業の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第 ~~11~~ 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

素案

熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議運営要領

(目的)

第 1 条 熊本県地域医療支援機構（以下「支援機構」という。）設置要綱（以下「要綱」という。）第 8 条第 3 項に基づき熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議（以下「調整会議」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(協議事項)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本県医師修学資金貸与医師（以下「貸与医師」という。）のキャリアビジョンを踏まえた勤務先の調整に関する事
- (2) 貸与医師が勤務する熊本県医師修学資金貸与条例第 2 条第 2 号に規定する知事が指定する病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）への配置の調整に関する事
- (3) 貸与医師の勤務先と自治医科大学卒業医師の派遣先との調整に関する事
- (4) その他、貸与医師のキャリア形成に対する助言・指導に関する事

(会議)

第 3 条 調整会議は、支援機構理事長が必要に応じて招集し、理事長が議長となる。

- 2 会議の構成員のほか、前条の協議に関して参加の必要があると認めたときは、その者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。
- 3 前号の規定にかかわらず、貸与医師が熊本大学医学部附属病院の診療科に所属している若しくは所属することが見込まれる場合には、その勤務先等の調整に関して当該診療科の長に対して会議への参加を要請するものとする。

(庶務)

第 4 条 調整会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課が行う。ただし、要綱第 11 条に基づき委託した場合には、その受託者が行う。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、貸与医師の配置調整に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。